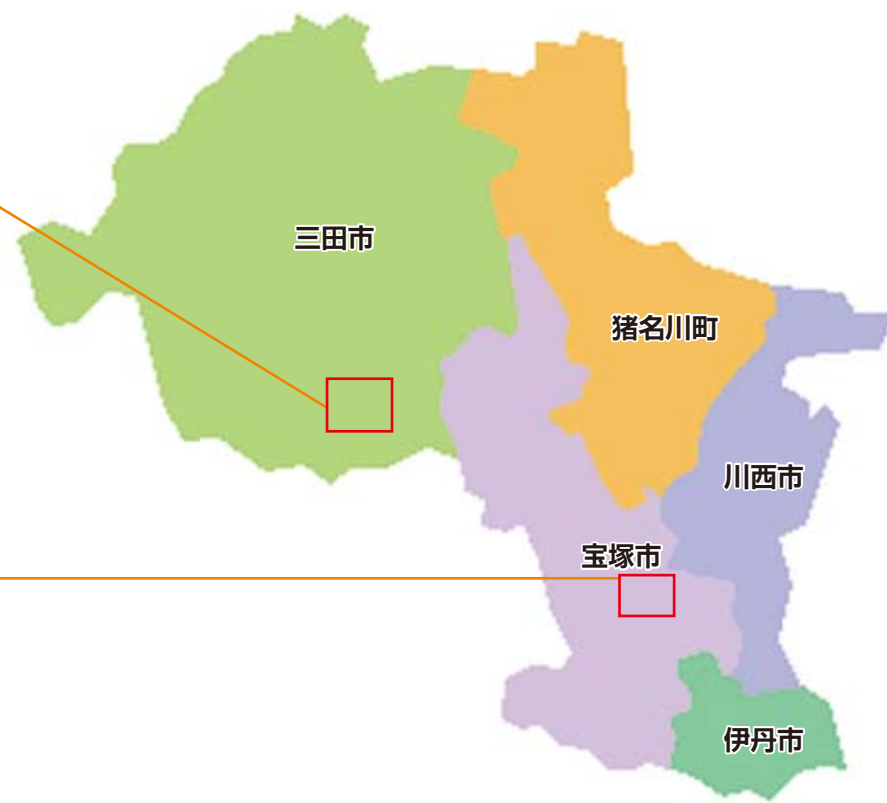


宝塚土木事務所のご案内

道路河川の整備やその維持管理、占用許可、建築確認申請、宅建業免許などを行っています。

係 名	業務の内容	電話番号
企画調整担当	地域整備企画調整、社会基盤整備計画の策定	0797-83-3178
工事業務課	契約・工事事務、建設工事統計調査	0797-83-3196
管理第1課	道路・公園等の公共土木施設の管理・占用使用許可	0797-83-3202
管理第2課	河川・砂防等の公共土木施設の管理・占用使用許可	0797-83-3203
用地第1課	公共用地の取得・補償（宝塚市・三田市）	0797-83-3204
用地第2課	公共用地の取得・補償（伊丹市・川西市・猪名川町）	0797-83-3205
道路整備課	道路・街路・公園工事の調査、設計、施工監理（三田市を除く）	0797-83-3206
道路保全第1課	道路の維持・補修、道路管理パトロール（宝塚市・猪名川町）	0797-83-3207
道路保全第2課	道路の維持・補修、道路管理パトロール（伊丹市・川西市）	0797-83-3128
新名神関連道路整備課	新名神高速道路の建設促進、関連道路工事の調査・設計・施工監理	0797-83-3152
三田業務所道路担当	道路・街路・公園工事の調査、設計、施工監理（三田市）	079-562-8880
三田業務所河川砂防担当	河川・砂防工事の調査・設計・施工監理（三田市）	079-562-8882
まちづくり建築課	建築基準法の施行、宅地造成等規制法の施行、都市計画法に基づく開発等許可、大店立地法の施行	0797-83-3212
建設業課	建設業法の施行、建築士法の施行、宅地建物取引業法の施行、解体工事業者の登録	0797-83-3213
河川砂防課	河川・砂防工事の調査・設計・施工監理（三田市を除く）	0797-83-3180
武庫川対策室	武庫川事業の調査・設計・施工監理	0797-83-3180



街を知る、地域を知る



2012年 10月

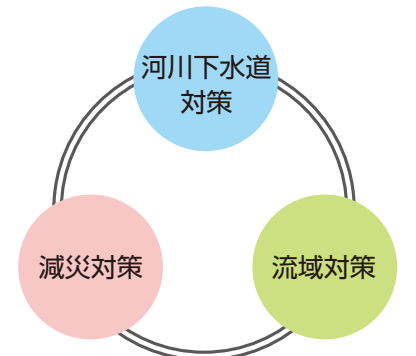
vol.21

～風水害対策の推進～

流域対策の取組み ～大雨時に雨水を校庭に一時貯留～



県立宝塚東高校 平常時



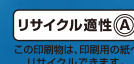
平成24年7月24日
1時間に34mmの雨*を校庭に貯留しました。
※ピーク時は1時間に66mm相当(換算雨量)



大雨時

MY TOWN

発行日／2012年10月
発行／兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所
〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町2丁目4番15号
TEL 0797-83-3101(代表)
FAX 0797-86-4329
E-mail: takarazukadoboku@pref.hyogo.lg.jp



24神北◎2-003A4

内容

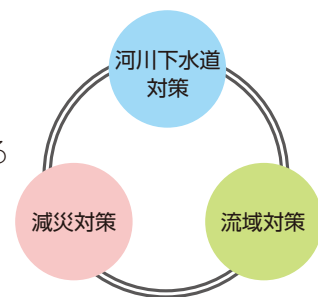
- 総合治水条例の概要
- 宝塚土木事務所管内における「総合治水」の取り組み
- STOP!!河川への不法投棄
- 土砂災害対策について

兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所

総合治水条例の概要

条例制定の背景

- 近年、台風等による大雨や集中豪雨、局地的大雨が増え、これまで実施してきた河川や下水道の整備といった治水対策だけで被害を防ぐことは困難となってきました。
- そのようななか、河川や下水道の整備に加え、雨水を貯める・もしくは地下へ浸透させて流出量を抑える「流域対策」、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせた『総合治水』の推進が重要となっています。
- そこで、兵庫県では、近年経験した大雨による浸水被害を教訓として、この『総合治水』を推進するため、「総合治水条例」を制定しました。



条例の目的

- 総合治水の基本理念を明らかにします。
- 総合治水に関する施策を定めます。
- 県・市町・県民が協働して総合治水を推進します。

条例の構成

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 地域総合治水推進計画（第6条・第7条）

第3章 河川下水道対策（第8条・第9条）

第4章 流域対策（第10条～第37条）

- 調整池の設置及び保全
- 土地等の雨水貯留浸透機能
- 貯水施設の雨水貯留容量の確保
- ポンプ施設との調整
- 遊水機能の維持
- 森林の整備及び保全

第5章 減災対策（第38条～第50条）

- 浸水に関する情報
- 浸水による被害の軽減のための体制の整備
- 建物等の耐水機能
- 浸水による被害からの早期の生活の再建

第6章 県民相互及び他の行政機関との連携（第51条～第54条）

第7章 雑則（第55条～第57条）

第8章 罰則（第58条～第61条）

附則

条例の特長

- ①総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、**県・市町・県民の責務を明確化**。
- ②知事は、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、河川の流域や地域特性等から県土を11の「計画地域」に分け、各計画地域において「**地域総合治水推進計画**」を策定することを規定。
- ③雨水の流出量が増加する一定規模以上の開発行為を行う開発者等に対し、「**重要調整池**」の設置等を義務化。**違反時には命令・罰則を規定（H25.4.1施行）**。

特長① 県・市町・県民の責務

- 総合治水は、示されたあらゆる施策について、県・市町・県民がそれぞれの責務のもと、相互に連携を図りながら協働して、推進されなければなりません。

県の責務 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施

市町の責務 各地域の特性を生かした施策の策定・実施

県民の責務
・雨水の流出抑制と浸水発生への備え
・行政が実施する総合治水に関する施策への協力



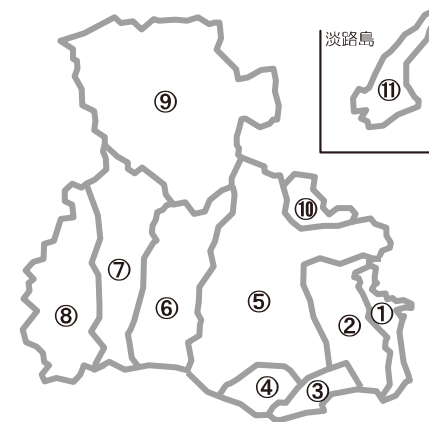
特長② 地域総合治水推進計画

- 知事は、河川流域を基本として県内を11の「計画地域」に分割（下図）し、計画地域ごとに地域総合推進計画（以下「推進計画」）を策定します。

- 推進計画の策定に当たっては、計画地域ごとの総合治水推進協議会において、広く県民から意見を聴くものとします。

- 推進計画に定める事項

- (1) 総合治水の基本的な目標に関する事項
- (2) 総合治水の推進に関する基本的な方針
- (3) ダム、堤防、管渠等の整備に係る事項その他河川下水道対策に関する事項
- (4) 以下の施設に関する事項その他流域対策に関する事項
 - ・調整池（第10条～第20条）
 - ・雨水貯留浸透機能を備えるべき施設（第21条～第25条）
 - ・貯水施設（第26条～第30条）
 - ・ポンプ施設（第31条～第35条）
- (5) 耐水機能を備えるべき施設（第44条～第49条）に関する事項その他減災対策に関する事項
- (6) 環境の保全と創造への配慮に関する事項
- (7) その他総合治水を推進にするにあたって必要な事項



＜計画地域の名称、地域に属する代表的な河川及び市町＞

① 阪神東部	猪名川（尼崎市、伊丹市他）	⑦ 西播磨東部	揖保川（たつの市、宍粟市他）
② 阪神西部	武庫川（尼崎市、西宮市他）	⑧ 西播磨西部	千種川（赤穂市、佐用町他）
③ 神戸	新湊川（神戸市）	⑨ 但馬	円山川（豊岡市、養父市他）
④ 神明	明石川（神戸市、明石市）	⑩ 丹波東部	竹田川（篠山市、丹波市）
⑤ 東播磨・北播磨・丹波	加古川（加古川市、西脇市他）	⑪ 淡路	三原川（洲本市、淡路市他）
⑥ 中播磨	市川（姫路市、市川町他）		

- 推進計画に定めた具体的施設等のうち、特に必要と認めるものについては、当該施設等の所有者等の同意を得て、知事が「指定」します。指定された施設等については、総合治水に関する取組実施が義務化されます。

特長③ 一定規模以上の開発行為に関する「重要調整池」の設置・保全義務

- 1 ha以上の開発行為（雨水の流出量が増加するもの）を行う場合、雨水の流出を抑制するため、基準に適合する調整池（重要調整池）を設置し、設置後は適正な管理を行わなければなりません。
- 重要調整池の設置・適正管理義務に違反した者には、知事から命令を行い、従わないときは、懲役または罰金に処されます。

条例の施行年月日

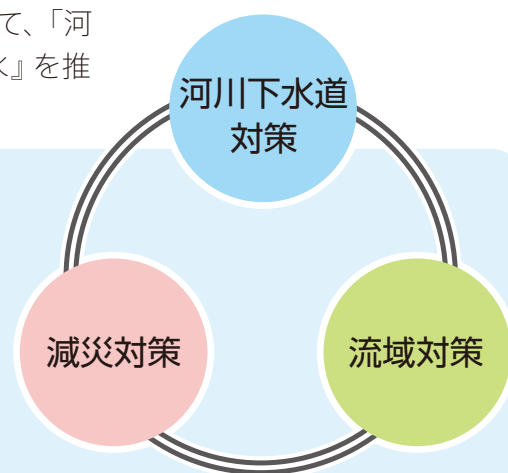
平成24年4月1日

重要調整池に関する規定（第11条～第16条、第55条及び第8章）の施行年月日は **平成25年4月1日**

ホームページ: <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/sougouchisui-jyorei.html>

宝塚土木事務所管内における「総合治水」の取り組み

宝塚土木事務所では、管内の基幹河川である武庫川、猪名川において、「河川下水道対策」・「流域対策」・「減災対策」を組み合わせた『総合治水』を推進しています。



河川下水道対策 「ながす」

■(一)猪名川(川西市鼓が滝)における河道掘削

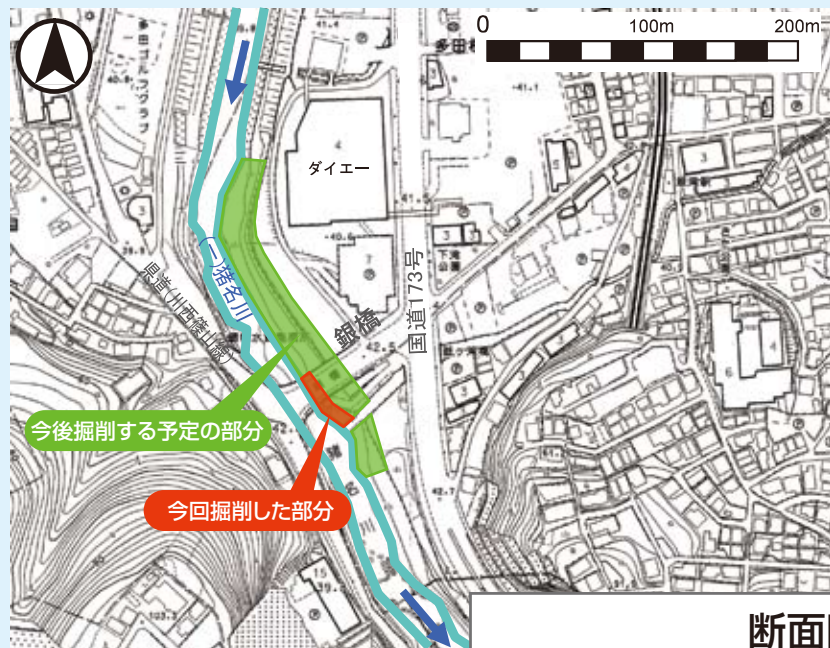
猪名川の銀橋周辺は、川幅が狭く水がスムーズに流れにくい状態であることから、洪水を安全に流すための河道掘削に取り組んでいます。



掘削前の状況(H24年3月)

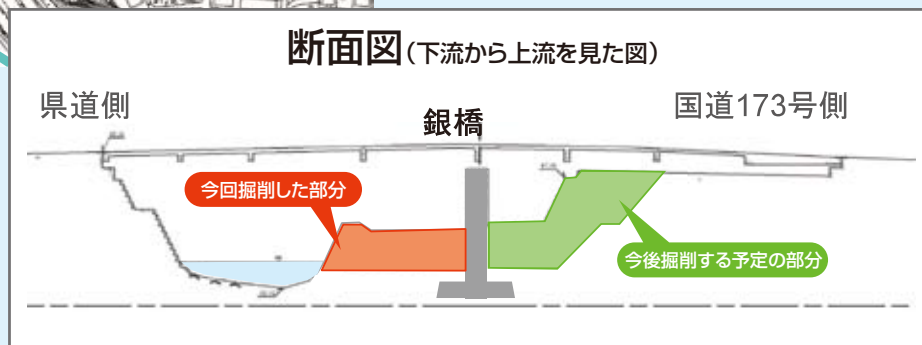


掘削後の状況(H24年6月)



掘削工事の状況(H24年4月)

平面図



流域対策 「ためる」

■流域貯留施設の整備

地域の洪水被害を軽減するために、学校敷地内に降った雨水を校庭で一時的に貯留し、放流孔を通して少しずつ下流へ流す「流域貯留施設」の整備を進めています。

県立宝塚東高校(宝塚市中山五月台)における整備



校庭を「周囲堤」で囲み、雨水を貯留します



貯留した雨水は、放流孔(約10~20cmの小さな穴)から少しずつ校外へ流します

減災対策 「そなえる」

■河川監視カメラによる情報提供

河川の危険情報を迅速かつ的確に提供することにより、地域住民の皆様の自らの避難判断の手助けとなるよう、河川監視カメラの設置を進めています。

次のホームページアドレスを入力すると、河川の状況を確認できます。

<http://hyogo.rivercam.info/> (パソコンサイト)

<http://hyogo.rivercam.info/mobile/takarazuka> (宝塚土木管内携帯サイト)

水系名	河川名	設置場所
淀川水系	猪名川	川辺郡猪名川町笹尾
武庫川水系	波豆川	宝塚市大原野
淀川水系	一庫大路次川	川西市西畦野
武庫川水系	青野川	三田市下青野
淀川水系	黒川	三田市小野
武庫川水系	羽束川	三田市上槻瀬

カメラ設置箇所
(宝塚土木管内)



設置した河川監視カメラ

宝塚をクリック

確認したい箇所をクリック

STOP 河川への不法投棄

宝塚土木事務所管理第2課では、河川の管理に関する業務を行っています。
河川パトロールをしていると、色んな不法投棄物を発見することがあります。
こういった物が投棄されているか具体的にしてみましょう。



無惨な姿のバイク



バイクはバイクでも水上用

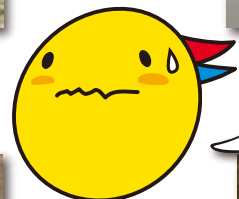


川のど真ん中にテレビ



並べて置かれた？家庭ゴミ

自転車やタイヤなども
多く捨てられているよ。



不法投棄は車が通行できる、
市街地に近い、夜間は人気の少ない
河川敷に多いんだ。

河川への不法投棄は、流水を阻害したり、腐敗、劣化等により有害物質が出て水質や土質に影響を与えます。

河川の水は水道用水として利用される一方、河川敷地は住民の憩いの場であり、動植物の生息、生育する貴重な自然環境でもあることから、不法投棄は迷惑極まりない行為です。

当所では関係行政機関と連携しつつ、禁止看板の設置等により未然防止に努めています。

河川は地域の共有財産です。地域みんなが気持ちよく生活するために、一人一人が意識して河川を汚さないようご協力をよろしくお願いします。

不法投棄を見かけた場合には、宝塚土木事務所または最寄りの警察署までご連絡下さい。

～不法投棄は犯罪です～

『河川法(施行令)』に基づき

「3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金」が科せられることがあります。

また『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』においても厳しい罰則規定が設けられています。

土砂災害対策について

兵庫県の土砂災害対策

兵庫県では平成21年に発生した台風9号災害を受け、「山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」を策定し、平成21年から25年の5箇年で急傾斜地崩壊対策や砂防えん堤の整備などの土砂災害対策を全県的に重点実施しています。

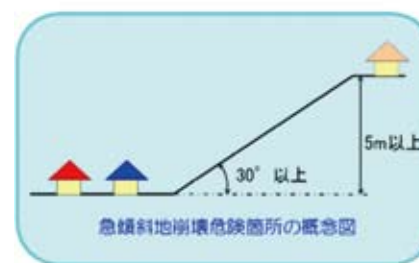
近年全国的に多発する自然災害に対する安全・安心の確保ができるよう、緊急5箇年計画に基づき、従来の整備ペースを大きく上回るスピードで土砂災害対策整備を実施していきます。



急傾斜地崩壊対策事業について

急傾斜地崩壊対策事業は、降雨や地震などに伴って発生する“がけ崩れ災害”に対し、よう壁、のり面保護施設、落石防護柵などの急傾斜地崩壊防止施設等を設置することによってひとの命を守る事業です。

昭和44年8月に施行された「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき実施しています。



三田市広沢地区における急傾斜地崩壊対策工事

■三田市広沢地区における急傾斜地崩壊対策事業は、斜面や近隣状況から緊急的に対策が必要な箇所であることが「山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」に位置づけられ、平成22年度から事業を開始し、平成24年10月末には崩壊対策工事が完了します。

■工事着手前は住宅裏まで迫っている崖の斜面風化が進んでおり、近年頻発する集中豪雨の際に斜面の変状が発生して人家や市道への被害が想定される状況であったことから、早急な崩壊対策整備が必要でした。

■工事の大部分でモルタルを格子状に造成する現場打吹付法枠工を行っており、堆積層の厚い部分では法枠に加えて鉄筋挿入工を行い、斜面の安定をはかっています。



着手前(住宅裏の様子)



着手前 全景



対策工事中(8月30日撮影)

